

表4 病気休暇中の給与の取扱いの状況(平成21年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分	団 体 数	国と同等	国より有利
都道府県	47	41 (87.2%)	6 (12.8%)
指定都市	18	15 (83.3%)	3 (16.7%)
市区町村	1,782	1,574 (88.3%)	208 (11.7%)
合 計	1,847	1,630 (88.3%)	217 (11.7%)

- (注) 1 病気休暇は、私傷病（結核性を除く）の場合の取扱いを示す。
 2 国の私傷病の場合の病気休暇は、休暇の期間が引き続き90日を超えた場合、俸給（いわゆる基本給）が半減することとなっている。
 3 ()内は、団体区分中の割合である。